

# 平成22年度事業計画

本協会は、設立以来これまで会員企業の健全な発展を図るとともに産業廃棄物業界に対する社会的地位向上に怠るため、循環型社会形成に向け、産業廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）化を重点に置き、適正処理の推進、不法投棄の防止を事業の中心に据え、持続可能な資源循環の確保及び地球温暖化防止に向けた環境保全活動を取組み、産業廃棄物処理業界の健全な発展に尽くしてきた。

一方、京都府・京都市との連携を強めるとともに、（社）全国産業廃棄物連合会とも一体となって、的確な情報収集を行い、会員等に対する情報提供の充実に努めてきた。

このため、平成22年度においては、平成23年度中の公益社団法人化を目指すために、従来の循環型社会形成に向けた取組みを引き続き実施し、特に、公益目的事業の充実・強化を図るため、「適正処理推進事業」を重点事業に位置付け取り組むとともに、他方、協会の組織基盤を確固たるものにするため「組織の拡大強化事業」を、併せ、積極的に事業展開を図っていく。

## 記

### I 公益目的事業

#### 1. 相談指導・調査研究事業

(1) 京都府民・市民、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等からの産業廃棄物に関する法律や減量・リサイクル等の各種相談に関し必要な助言、指導を行い相談に応じる。

1) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等について、正会員、賛助会員及び排出事業者、府民からの相談に応じ、迅速に適切な助言・指導を行う。

2) 廃棄物処理業に関する許認可、更新許可、産業廃棄物処理委託標準契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の法的な位置付け、取り扱い方法等について、助言及び指導を行う。

3) 産業廃棄物に関する相談日の設置

協会事務局 毎週水曜日午前10時～午後4時  
支部事務局 北部支部 毎第1、3木曜日  
南部支部 毎第2、4木曜日

- 4) ホームページに相談窓口を設け各種相談に活用
- 5) 処理業優良化に向けての、情報公開・環境保全等の取組への情報提供及び相談指導

## (2) 調査研究事業

産業廃棄物に関する各種相談に応じるため、会員等の情報を一元的に管理（データベース化）するため調査・研究を行い、データベースの構築を図る。

- 1) 産業廃棄物の処分先、処分方法及び再生利用の情報を、排出事業者、府民及び会員等に適宜提供するため、会員等の実態調査を実施するとともにデータベースの構築を進める。
- 2) 適正処理施設（中間処理・最終処分場）の処理能力及び料金等の情報収集等を行うとともに、必要に応じ、排出事業者、府民・会員に対し情報提供を行う。
- 3) 産業廃棄物業界の現況並びに産業廃棄物の適正処理方法・リサイクル情報及び循環型社会推進関連法に対処するための調査、研究を行う。
- 4) 会員に係る産業廃棄物処理の諸統計の整備を行う。

## 2. 適正処理推進事業

京都府の循環型社会形成のためには、産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めるとともに廃棄物処理法に基づく適正処理推進が必要であり、このことが地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、かつ、京都府民・市民の安心・安全につなげることができる。

このため、産業廃棄物業の許可申請から、排出事業者及び産業廃棄物処理業界の資質向上を目指す研修会の実施、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発を実施するとともに不法投棄防止パトロール、災害廃棄物の処理までを体系的に展開することにより京都府域の環境保全に努める。

### (1) 研修事業

今年度から協会においては、環境産業に関わる廃棄物処理事業者に対し、経営戦略から現場作業まで、産業廃棄物処理業として必要な基礎知識・能力開発・経営管理・環境保全を習得するための包括的な研

修制度を導入し、体系的・計画的に研修を実施し、業界のレベルアップを図るとともに協会員の資質向上に取組み将来の業界リーダーの養成を図る。

また、新たに産業廃棄物業界に参入し業を営もうとする者に対する相談・指導を充実するとともに廃棄物処理法の遵守と産業廃棄物の適正処理推進に資するため処理業の許可申請等講習会を開催する。

なお、広く一般の方々にも産業廃棄物処理業界や環境関連知識の普及を図るため積極的に参加を呼びかけ、産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進に貢献し、産業廃棄物の適正処理推進に努める。

## 1) 階層別研修

### ① 基礎コース

廃棄物処理法の基礎（法令）、産業廃棄物処理業務の概要及び環境マネジメントシステムの概要などを習得する研修会を開催し、産業廃棄物業界の基礎を習得する。

### ② 管理者コース

産業廃棄物業界に従事する職員の資質向上を図るため、廃棄物処理法の基礎（行政処分等の指針等通知・通達）及び業務管理・所内管理、営業の在り方並びに環境保全の知識を習得することにより、業界の資質・コンプライアンスを高め、社会的地位の向上を目指す。

### ③ 経営層コース

産業廃棄物処理業の経営者又は役員等に対し、産業廃棄物行政、環境ビジネス・処理技術の習得、リスクマネジメント・財務管理と経営分析及び環境会計・環境報告書等の知識を習得することにより、コンプライアンスを一層高め、社会的地位の向上を目指す。

## 2) 教養・時事・専門コース

廃棄物処理法の改正、産業廃棄物の3R並びに環境白書の習得など時宜にあったテーマを学習し産業廃棄物業界の資質向上を図る。

## 3) 講習会事業

許可申請等講習会に関する最新情報をホームページ等で開示し講習会の普及に努めるとともに、受講者（予定者を含む）等に対し廃棄物処理法についての助言及び指導を行い、産業廃棄物の適正処理推進に努める。

### ア. 講習会種類及び開催期日

講習会種類	開催期日
◎新規・収集運搬	平成22年5月11・12日
	平成22年8月26・27日
	平成22年10月28・29日

	平成23年2月16・17日
◎新規・処分	平成23年3月8日～11日
◎新規・特管収集運搬	平成22年7月6日～8日
◇更新・収集運搬	平成22年9月9日
	平成22年12月2日
◇更新・処分	平成23年1月25・26日
*特管・管理責任者	平成22年6月10日
	平成22年9月10日
	平成22年12月3日
	平成23年2月18日

- イ. 開催場所 京都J A会館（（社）京都府農協会館）
- ウ. 講習内容 産業廃棄物の適正処理に関する専門的知識の習得
- エ. 講師 (財)日本産業廃棄物処理振興センター派遣講師及び関係機関担当者
- オ. 受講対象者 産業廃棄物処理業の許可を新たに習得しようとする者及び許可の更新を受けようとする者

\*印は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2第6項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に係る知識及び技能を習得しようとする者

## (2) マニフェスト普及啓発事業

### 1) 管理票制度の円滑な運営

管理票制度（マニフェストシステム）の普及促進について、会員及び関係団体並びに各種講習会及び研修会等を通じ産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発を行い、産業廃棄物の適正処理推進に努める。また、京都府下での普及啓発を進めるため、南部・北部支部事務所においても、普及啓発活動を積極的に取り組む。

一方、電子マニフェストシステムの普及に努め、IT戦略本部のIT新改革戦略目標・平成22年度普及率50%の電子化達成に向け、排出事業者との連携を強め普及促進に努め、同制度の円滑な運用により産業廃棄物の適正処理の推進に努める。

### 2) 産業廃棄物処理委託標準契約について普及啓発を行い、産業廃棄物の適正処理推進に努める。

## (3) 適正処理推進事業

### 1) 適正処理推進事業の推進

#### ア. 不適正処理防止パトロールの実施

適正処理推進委員会委員を中心に会員による不適正処理防止パトロールを随時実施し、京都府、京都市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物

の不適正処理防止に努めるとともに適正処理を推進し、併せて、府民に対し適正処理の普及啓発を行い環境の保全に努める。

#### イ. 不法投棄廃棄物撤去作業の実施

不適正処理防止パトロールで確認した不法投棄廃棄物について、京都府、京都市及び関係市町村等と協議の上、撤去作業を実施するべく検討する。

ウ. 適正処理推進マップをホームページに公表し、京都府内の産業廃棄物大量排出事業所への適正処理推進の普及啓発活動を行う。

エ. 適正処理推進ステッカー、カレンダーにより適正処理推進の啓発を図る。

(ア) 京都府、京都市と協議の上作成した適正処理推進ステッカーを引き続き会員等に配付・販売し、適正処理の啓発を図る。

(イ) 適正処理推進カレンダーを作成し、行政、会員等へ配付し適正処理の普及啓発に努める。

#### オ. フロン類回収推進事業

産業廃棄物処理業として、フロン回収・破壊に協力し、地球の温暖化防止を図り、地球環境の保全に努める。

### 2) 安全衛生対策等の推進

#### ア. 労働安全衛生の推進

産業廃棄物業界の労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を目指すための取組みを行うことにより、産業廃棄物の適正処理推進に努める。

#### イ. 災害廃棄物等の適正処理の実施

(ア) 地震等大規模災害に伴って発生した災害廃棄物の処理等について、関係地方公共団体等と協議の上、支援・協力を行い適正処理に努める。

(イ) 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成17年12月に京都府と締結した「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、今後の地震等大災害に備え、協会内の災害廃棄物処理体制の充実・強化を図る。

## 3. 普及啓蒙・情報提供事業

(1) 府民に対し、環境保全に関する普及啓蒙のための活動を環境保全イベント、会報、ポスター及びステッカー等により実施する。

(2) 「環境フォーラムきょうと」を京都市・京都市産業廃棄物連絡協議会と共催して実施する。

(3) 京都府が主催する「京都環境フェスティバル」に協賛し、普及啓

発活動の一環とし、「リサイクル展示」の出展に参加する。

- (4) 行政・環境保全団体が主催する活動に参加・支援する。
- (5) 新聞紙面に、社団法人京都府産業廃棄物協会が産業廃棄物の適正処理を行い環境保全に尽力している旨の広告宣伝を行い、公益法人としての社会的地位の向上とともに事業基盤の確立を図る。
- (6) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び法律改正等に関する最新情報を提供するため、会報「都」に最新情報を掲載するとともに、その内容をホームページに公開する。

＝ 会報「都」の発行 ＝

法律改正の内容、適正処理及びリサイクル等産業廃棄物の処理に必要な情報、協会の事業活動、行政の通達文書等を登載するほか、会員として事業を行う上において参考となる情報を掲載する。

①発行部数 600部 (年2回発行)

②配付対象 正会員、賛助会員、関係行政機関及び関係団体

- (7) ホームページの活用

産業廃棄物に関する情報並びに適正処理に関する情報などをホームページ掲載することにより、京都府民・市民及び会員、業界のネットワークの中心となるように活用する。

## II その他の事業

### 1. 組織の拡大強化学業

- (1) 正会員と賛助会員の新規加入促進及び組織強化

協会の健全な発展には、組織の拡大強化を図るとともに社会的地位並びに財政基盤の確立は絶対必要な要件であり、かつ、重要な課題である。このため、行政の支援を受けつつ、前年度に引き続き正会員、賛助会員の加入促進を図り、組織の充実強化に努める。

#### 1) 新規会員の加入促進

- ① 協会役員による産業廃棄物処理業者（非会員）及び排出事業者（関連団体）への訪問活動を実施し、新規会員の加入促進を図る。
- ② 協会入会リーフレット等を作成し、各種研修会、許可申請等講習会及びマニフェスト購入者等に対して配布して入会勧誘を行う。

- ③ 協会の相談指導事業、研修事業等を通して入会勧誘を行う。
- ④ 行政の協力を得て、新規許可業者に対する入会勧誘を行う。

## 2) 協会の組織強化

- ① 社会的ステイタスの証明として、会員証を発行し会員に配布する。
- ② 青年部の指導育成  
青年部活動を積極的に支援・指導を行うことにより、業界の次世代を担う人材の指導育成に努める。
- ③ 会員名簿の管理
  - ア) 会員の許可事項変更等の更新を行う。また、新入会員については業態調査を実施する。
  - イ) 会員に許可更新の通知を行う。（京都府知事、京都市長許可に限る）
- ④ 会員表彰制度の実施  
功績顕著な役員、優秀な会員、優良事業所及び優良従事者に対して表彰を行う。

## 3) 公益法人制度改革への取組

公益法人制度が抜本的に見直され、新公益法人制度の全面施行が、平成20年12月1日からスタートした。このため、協会においても、5年間の移行期間中に新公益法人（公益社団法人）として行政庁（京都府知事）から認定されるべく、（社）全国産業廃棄物連合会並びに各都道府県産業廃棄物協会の動きにも注視しながら情報収集等に努め、公益社団法人移行のための準備を進める。

## (2) 会員への情報収集・提供

- 1) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び法律改正等に関する最新情報を提供するため、会報「都」に最新情報を掲載するとともに、ホームページ等を通じ、また、行政等からの通達文書を速やかに会員に通知・伝達する。
- 2) ホームページの活用  
ホームページを自社で保有しない会員に対し、協会のホームページ上に優良性評価基準に準拠したデータを掲載するサービスを実施し、会員の事業拡大に寄与する。  
更に、ホームページを自社で保有する会員に対し、協会のホームページとリンクするサービスを実施する。
- 3) 産廃手帳の配付  
産業廃棄物処理に携わる者の必携手帳として好評を得ている産廃手帳「2011年版」を購入して、全会員に配付し、会員の資質向上に努める。
- 4) 産業廃棄物の知識修得に係る見学会等の実施  
循環型社会推進に伴う各種知識を得るため、先進地・施設の見学会等を行う。

### (3) 地球温暖化対策のための環境自主行動計画の推進

産業廃棄物処理業界は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたところであるが、地球環境問題は年々深刻化しており、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要となってきた。

地球環境の保全というグローバルな視点に立った取組みの推進は、業界の社会からの理解と信頼を得、社会との共生関係を築くことにもつながるものである。このため、(社)全国産業廃棄物連合会が策定した「環境自主行動計画」を推進し、地球温暖化対策をはじめとして地球環境保全に一層努めることにする。

(4) 産業廃棄物の適正処理に関する諸課題を協議するため、京都府、京都市及び本会で三者合同会議を開催する。

(5) 本会の事業活動や業界の実情等について、各種関係団体と交流し、相互理解を深め、公益法人として適正処理推進の体制確立に努める

(6) 部会の設置と運営

(社)全国産業廃棄物連合会と連携をとり各種部会・委員会の設置、運営について推進する。